

○岩手町全国大会等出場費補助金交付要綱

平成 13 年 4 月 5 日

告示第 73 号

改正 平成 25 年 3 月 31 日告示第 34 号

平成 28 年 5 月 9 日告示第 44 号

令和 6 年 4 月 1 日告示第 49 号

(目的)

第 1 岩手町民のスポーツ・文化活動の育成を図るため、全国大会、東北大会及び県大会（以下「全国大会等」という。）の出場に要する経費に対し、予算の範囲内で岩手町補助金交付規則（昭和 32 年岩手町規則第 4 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付対象及び補助金額)

第 2 第 1 に規定する大会等及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象の大会等	補助額
県大会以上の大会に出場する団体及び個人（高校生及び高校生で構成するチームは除く。）	毎年度予算の範囲内で町長が定める額

(申請の取下げ期日)

第 3 規則第 7 条に規定する申請の取下げ期日は、補助金交付の決定通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

(前払金)

第 4 補助金の前払を請求しようとするときは、岩手町全国大会等出場費補助金前払請求書（様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。

(提出書類期日及び様式)

第 5 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

前 文（平成 25 年 3 月 31 日告示第 34 号）抄

平成 25 年度分の補助金から適用する。

前 文（平成 28 年 5 月 9 日告示第 44 号）抄

平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（令和 6 年 4 月 1 日告示第 49 号）抄

令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第5関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出年月日
規則第3条の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手町全国大会等出場費補助金交付申請書</li> <li>・事業計画書</li> <li>・収支予算書</li> </ul>	第1号	2部	別に定める
		第2号	2部	
		第3号	2部	
規則第5条第1項第2号及び第3号の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手町全国大会等出場費補助金変更（中止、廃止）承認申請書</li> <li>・事業計画書</li> <li>・収支予算書</li> </ul>	第4号	2部	変更（中止、廃止）の生じた日から15日以内
		第2号	2部	
		第3号	2部	
規則第12条第1項の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手町全国大会等出場費補助金請求（精算）書</li> <li>・事業実績書</li> <li>・収支精算書</li> </ul>	第5号	2部	別に定める
		第2号	2部	
		第3号	2部	